

議案第86号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月4日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区民関係の部17の項中「理事長の職務代理に係る」を削る。

別表 2 保健衛生・環境関係の部63の項中「第39条第2項」を「第39条第6項」に改め、同部75の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部79の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加え、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に改め、「建築されるマンション」の次に「又は要除却等認定マンションの更新がされるマンション」を加える。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表 1 区民関係の部の改正規定 公布の日
- (2) 別表 3 建築・都市計画・土木関係の部の改正規定 令和8年4月1日
- (3) 別表 2 保健衛生・環境関係の部の改正規定 令和8年5月1日

(提案理由)

社会福祉法人が一定の不動産登記申請をする際の証明書の交付事務を改めるほか、マンションの建替え等の円滑化に関する法律及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い所要の規定整備をする必要がある。